

福祉文教委員会会議録

令和2年9月15日(火)

(開会) 10:00

(閉会) 11:52

【 案 件 】

1. 議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例
2. 議案第93号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例
3. 議案第98号 指定管理者の指定(街なか子育てひろば)
4. 議案第99号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)

【 報告事項 】

1. 高齢者実態調査の結果について
2. 新型コロナウイルス感染症対策の概要について

○委員長

ただいまから福祉文教委員会を開会いたします。「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。

議案7ページから9ページにかけて条例案、10ページから14ページにかけて資料といたしまして新旧対照表になります。新旧対照表に沿って説明させていただきます。

それでは10ページの新旧対照表をお願いいたします。「家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部を改正する省令」の改正に伴い本条例の一部を改正するものです。家庭的保育事業は、飯塚市では実施しておりませんが、児童福祉法第34条の16に、「市町村は家庭的保育事業等の設備及び運営について条例で基準を定めなければならない」とされており、これに基づき平成26年12月に本条例を制定しておりますので、今回改正を行うものです。

主な内容について説明いたします。本条例第7条において、「家庭的保育事業者等による保育の終了後も必要な教育、又は保育が継続的に提供されるように連携協力を行う保育所等を適切に確保しなければならない」と規定されており、同条第4項には、「連携施設の確保が著しく困難であると認めるときは適用しないこととすることができる」となっております。今回、第1号に「市長が法第24条第3項の規定による調整を行うに当たって、家庭的保育事業等による保育の提供を受けていた利用乳幼児を優先的に取り扱う措置、その他の家庭的保育事業者等による保育の提供を終了に際して、利用乳幼児に係る保護者の希望に基づき、引き続き必要な教育、又は保育が提供されるよう必要な措置を講じているとき」を追記しております。

10ページ下段となりますが、小規模保育事業A型事業所の設備の基準を規定しております第30条と、ページが飛びますが12ページ中段の保育所型事業所内保育事業所の設備の基準を規定しております第45条の改正について説明いたします。同様の内容となりますので、11ページの表で説明いたします。建築基準法施行令の改正によるものであり、4階以上の階の避難用の部分の文言が整理されております。

第31条第3項、第33条第3項及び13ページの中段、第49条第3項は、保育士とみなすものについての規定でございますが、「保健師又は看護師」を「保健師、看護師又は准看護師」に変更するものです。11、12ページの第39条は、居宅訪問型保育事業が提供する保

育内容について規定しておりますが、第4号「母子家庭等の乳幼児の保護者が、夜間及び深夜の勤務に従事する場合」の後に、「又は保護者の疾病、疲労、その他の身体上、精神上もしくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加するものです。

13ページ中段、附則第6条から第9条は、小規模保育事業所A型及び保育所型事業所内保育事業所の職員配置の特例について追加するものです。保育士の数が1名である場合には、保育士と同等の知識や経験を有すると市長が認める者を置かなければならない。幼稚園教諭等の免許状を有する者を保育士とみなすことができるなどの内容となっております。施行期日は公布の日となります。以上で、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回の条例の改正は、今までよりもかなり保護されるような形になっていると思うんですけども、今、家庭的保育事業は、飯塚市は行っていませんが、これは今後行う予定があるという事で、こういう形で考えられたのでしょうか。

○子育て支援課長

条例の改正につきましては、法律が変わったことによるものでございまして、今後の飯塚市の方針といたしましては、今、企業型保育所等もふえておりますし、民間の保育所についても規模的、キャパ的にはある程度確保できるものと思っております。今後の子どもの人数等の動向にもよりますけれども、現在のところは考えておりません。

○兼本委員

ただ、預かり保育的な緊急を要する場合とか、そういった場合の受け入れというのを行いますということですよ。けれども現に今、各施設でそういう形のものでできているのかどうか。以前のご答弁では、受け入れまでできないような状況の答弁を、ちょっと私は聞いた覚えがあるんですけども、そのあたり例えばこの家庭的保育の中で、今回の条例の中では入っていますように、先ほど第33条の第4項も追加されていますけれども、今お考えないということですが、現在ある施設の中でもそういった、こういう状況の場合でも、受け入れは可能な状況なんでしょうか。

○子育て支援課長

ちょっとこの第33条というは訪問型の保育になりますので、小規模の部分とは違ってくるかとは思いますが。確かに預かり保育がきちんとできているかというところにつきましては、ことしはコロナの関係もあり緊急、緊急というか、どうしても預かってほしいという方について、預かり保育を実施したという経緯はあります。今の状況でありましたら預かり保育もできていると考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第92号 飯塚市家庭的保育事業等の設備及び運営の基準に関する条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第93号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第93号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」につきまして補足説明をいたします。令和3年4月1日より穂波子育て支援センターを新たに設置するため本条例の一部を改正するものでございます。

議案書の15ページが条例案、16ページが資料の新旧対照表になります。16ページの新旧対照表をお願いいたします。改正内容といたしましては、第7条第1項第1号中、「筑穂子育て支援センター」を「穂波子育て支援センター、筑穂子育て支援センター」に改め、別表中の名称に穂波子育て支援センターの位置に飯塚市秋松408番地を追加するものです。令和3年4月1日から施行することとしております。以上、簡単ではございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

○兼本委員

この子育て支援センターは、利用者数としては、どのくらいを考えていらっしゃるのか。そして、委託もしくは指定管理で考えられているのか、それともう一つが子育て支援センターですからトイレなども、やっぱり通常のトイレとは違うと思うんですね。穂波交流センター内に、これから改修されると思うんですけども、今はそういった子育てに対応したトイレがあんまりなかったような気がしたんですけど、そのあたりどのようにお考えなのか、お伺いします。

○子育て支援政策課長

まず利用人数につきましてお答えいたします。平成30年度と令和元年度の街なか子育てひろばと筑穂、庄内、顚田の3つの子育て支援センターの利用実績からすると、この4施設を穂波地区在住の方が利用した1年間の平均人数が4939人ございまして、その方々が全て穂波子育て支援センターを利用した場合と仮定すると、1年間の利用日数、これを割りますと1日が17名の利用となります。ただし、実際の穂波地区在住の方が全て利用されるかどうかはわかりませんし、穂波地区以外の方も利用されると思います。このため、現在4施設を利用している方を対象に、穂波子育て支援センターの利用意向調査を行っているところでございますが、コロナ対策のため、利用人数制限中でございますので、調査人数がまだまだ少ない状況でございます。引き続き、利用意向調査を継続しまして、ある程度の方数の方々から調査結果が出ましたら、見込み人数を決めていきたいというふうに考えております。

また、委託をするのか、どうかというご質問につきましては、運営につきましては他の子育て支援センターと同様に、業務委託をする予定としております。関係予算の承認をいただきましたら、来年4月に開所できるように準備を進めていきたいと考えております。

それと幼児用トイレにつきまして、以前の穂波交流センターにはございませんでしたが、今回大規模改修工事をするので、2階に幼児用トイレを設置するということになっておりますので、子育て支援センターの利用者の方も、そちらの幼児用トイレを利用するという形で考えております。

○委員長

ほかに質疑はありますか。

○永末委員

議場でもちょっと質疑があっていたと思うんですけど、審査要望をされていたと思うんですよ。当初、もともと5カ所に支援センターがあって、それを穂波のほうはなくして、また再度今度、穂波のほうにまたつくるといことなんですけど、ちょっとそのあたりの経緯、簡略でかまいませんので、再度説明していただきますか。

○子育て支援政策課長

経緯につきまして、平成27年3月に策定しました飯塚市子ども・子育て支援事業計画におきまして、子育て支援センターは飯塚、穂波、筑穂、庄内、穎田の各ブロックに設置することといたしておりました。しかし、平成28年3月議会におきまして、街なか子育て広場と飯塚子育て支援センターの統合に伴う飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例についての議案を上程した際に、厚生委員会におきまして、現在のところは、10月以降については、1広場3支援センターという形でいく予定でございます。この広場には飯塚地区及び穂波地区を合わせて利用してもらいたいという旨の答弁をしておりました。ただしその後、街なか子育てひろばの利用者数の増加や、平成30年度に実施しました子育てに関するアンケート調査におきまして、子育て支援センターの利用希望地区の調査を実施したところ、飯塚地区に次いで穂波地区の設置要望が多かったことから、子ども・子育て会議におきまして、子育て支援センターの設置区域についての意見を聴取し、当初の予定どおり飯塚、穂波、筑穂、庄内、穎田の5カ所での設置承認を得た後、令和2年3月に策定いたしました第2期飯塚市子ども・子育て支援事業計画におきまして、穂波ブロックでの設置について要望をしたところでございます。

○永末委員

今回の議案に対しての反対とかということではないんですけど、今の話を聞いていますと、もともと5カ所にあって、4カ所でいけるんじゃないかというところで4カ所にして、また再度アンケートをとって、また5カ所にしたというふうな感じなんですけど、そうすると、もう最初からもう5カ所のままでいっとたらよかったんじゃないかなろうかというふうな、ちょっと気もするんですけど、そのあたりはやっぱそういうふうな経緯をたどらざるを得ない事情だったんですか。

○子育て支援政策課長

子ども・子育て支援事業計画におきまして、5カ所の子育て支援センターを設置することとしておりましたが、平成28年10月、現在地に街なか子育てひろばを移転し、従前の街なか子育て広場と比較しまして1.5倍程度の広さを確保しましたことから、飯塚、穂波地区をカバーできるというふうに、当初考えておきまして、穂波地区の移設を取りやめまして、飯塚子育て支援センターを街なか子育てひろばに統合することとした経緯でございます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第93号 飯塚市子育て支援センター条例の一部を改正する条例」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第98号 指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」を議題といたします。執行部の補足説明を求めます。

○子育て支援課長

「議案第98号 指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」につきまして補足説明をいたします。公の施設の指定管理者の指定について、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする公の施設の名称は、「街なか子育てひろば」、指定管理者となる団体は、飯塚市鯉田1666番地23、特定非営利活動法人つどいの広場いづか、理事長 林京子、指定管理者に管理を行わせようとする期間は令和3年4月1日から令和8年3月31日とするものです。

選定の方法及び理由につきましては、飯塚市指定管理者選定委員会において申請団体の提出書類、提案内容を比較検討し、次に上げる事項について評価を行い、指定管理者の交付となる団体として選定いたしました。（１）指定管理施設の利用に関し不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。（２）事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。（３）指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに管理経費の縮減が図られるものであること。（４）指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していることでございます。以上、簡単でございますが、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○金子委員

街なか子育てひろばだけでなく、庄内の支援センター、颯田の支援センター、先ほどの5カ所の支援センターのお話がありましたが、この支援センターは飯塚市だけでなく、嘉麻市、また桂川町の方も利用している。また福岡市等のさまざまな市町村からも、大変利用がしやすいということで利用がふえているという話を聞きましたが、もし、どの市町村からどのくらいの利用がわかるかというものがあれば、見たいんですけどその資料要求はできますでしょうか。

○子育て支援課長

はい、提出できます。

○委員長

お諮りいたします。ただいま金子委員から要求がありました資料については、要求することにご異議ありませんか。

（ 異議なし ）

ご異議なしと認めます。よって、執行部に資料の提出を求めます。

暫時休憩いたします。

休 憩 10：21

再 開 10：22

委員会を再開いたします。

○金子委員

資料ありがとうございました。この資料では、飯塚地区、穂波地区、庄内地区、颯田地区、筑穂地区、飯塚市の大きな5地区、そしてまた嘉麻市、桂川町というふうに嘉飯桂の数字が出ております。それで合わせると、8月では546人の方が利用し、また、その下を見ると直鞍地区、田川地区、北九州市地区、福岡市地区、その他、また小計がとられています。8月は合計で674人の方が利用したということです。飯塚市、また嘉麻市、桂川町の方はそのうち546人、その他の方は128人ということで、全体では19%、約20%の方が利用をしていたということがよくわかります。資料の中で8月10日から一番わかりやすいかなと思って見ていたんですけど、8月10日月曜日、これは山の日ですね。山の日でお休みの日だったと思いますが、飯塚、桂川、嘉麻地区は23人、それに対しその他は14人で合計37人、37人いたということで、パーセンテージにすると、それ以外の方が38%いたということでした。実を言いますと私の聞いたところによると飯塚市民の方が、土日は大変人数が多くて利用しにくいという声を上げていらっしゃいました。飯塚市民なのに、残念ながら北九州ナンバーだったり、福岡ナンバーだったり、それが嫌なわけじゃなくって、大変うれしいんですけども、やっぱり自分たちが安心して行くには、とても利用しにくいものなんだということをおっしゃられたというのが大変ちょっと気になったので、調査させていただきました。それで私が、少し指定管理のことを調べたところで、条例がありますよね、「飯塚市公の施設に係る指定管理の指定手続等に関する条例」をもとにこの指定管理の手続が踏まれていくと思うんですが、その第1条で「本市が設置する公の施設（地方自治法第244条第1項の公の施設をい

う。)に係る指定管理者の指定の手續等については、他の条例に定めるもののほか、この条例の定めるところによる」というふうに第1条で書いてありました。そこで地方自治法の第244条の第1項を読みますと、「普通地方公共団体は、住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設を設けるものとする」とありました。では、この中で住民の福祉というふうに、地方自治法では書いてあるんですけど、ここの飯塚市が言っている公の施設、住民の福祉を増進する目的を持っているこの施設の住民というのは、一体どなたを指すのか、お考えがあればお示してください。

○子育て支援課長

地方自治法第10条には、「市町村の区域内に住所を有する者は、当該市町村及びこれを包括する都道府県の住民とする」と明記されております。住所を有する者になってくるかと思いますが、飯塚市街なか子育てひろばだけではなく、市内のほかの施設においても、住民は利用できております。子育てひろばについては料金が発生しませんので、市外の方も差がなく利用されているという状況です。利用については、制限はしておりません。

○金子委員

飯塚の施設を多くの方が利用していただくというのは、私は大変うれしいことだと思います。飯塚市って子育てがしやすいよねという情報にもなりますし、それをもとにまたこちらに入ってくるということも大変考えられて、私は大変いい施設ではないかと思います。私も子育て支援センターをよく見てみますと、飯塚市がこれだけ子育て支援センターが充実しているというのは大変恵まれていることではないか、いろんな不安を消す場所でもあるので、大変いい場所ではあります。しかし、その利用がしにくい場所というふうに、市民の方から声が上がるといのは、ちょっと考えなくてはいけないのではないかなど。半分まではないが30%、40%近くがほかの市町村が利用されるというところで遠慮されるというのが、もう少し先ほどの地方自治法等と考え合わせて、これに利用料金等、また地域とか、時間とかを考え合わせた上で考えていく必要もあるのではないかなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。要望で終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

この街なか子育てひろば、今回指定管理の議案になっているんですけど、もともとの3年前ですかね、3年前に同じく審議をしたときに、そのときは業務委託ができていますけど、その前に当初のときは直営でされていて、直営から業務委託というふうなところを3年前に審議したかと思うんですけど、その際にもちょっと質疑をやっていたと思うんですけど、そもそもなんで業務委託なのか、指定管理ではないのかというふうな話があったと思うんですけど、そのときの当時の議事録を見ますと、市側の答弁としては、そこは3年間業務委託して、ちょっと検証してみて、中身を検証してみて、3年たった後に、また再度審議してもらいますというふうな話だったかと思うんですけど、今回議案として上がってきています。指定管理ということになるんですが、単純な疑問として、今まで業務委託されてきて、今回は業務委託の継続でも直営に戻すわけでもなく、指定管理というふうな形を選ばれたわけですけど、そこに至った検討、経緯について説明いただけますか。

○子育て支援課長

経緯ということについては、指定管理者制度の導入については、指定管理者制度導入推進委員会において、民間事業者に施設の管理運営を委ねることで、サービスの質的向上や施設の効果的な管理運営が認められるかどうかについて、業務委託と指定管理者制度導入の比較検討を行いました。検討を行った結果、民間事業者のノウハウの活用により、より一層のサービスの充実が期待できることが理由としております。先ほど言われました検証の結果につ

いてでございますが、街なか子育てひろばを直営から業務委託に変更する際に、3年間指定管理にするのか、業務委託で続けるのか、検討を行うことにしております。指定管理導入の前々年度から、検討しなければならなかったことから、約2年間実施した中で、利用状況、業務委託の報告、また利用者からのアンケートなどをもとに検証いたしました。検証内容といたしましては、利用状況については、保育所入所の申し込みがふえたことから、利用者が減少しているが、相談件数はふえていること。受託業者においては研修等において、職員のスキルアップを図っているが、相談対応に関するアンケート調査の満足度では満足が67%、やや満足が12%と高くはないこと。そのため、より一層の相談体制の充実を図る必要があると思われる。また、イベントや利用者からの要望等に対応の項目も、80%未満であることから、利用者の満足度向上のためにも、サービス向上を図る必要があると思われる。以上のことから、街なか子育てひろばの運営については、業務委託を続けるのではなく、施設の維持管理を含めた指定管理制度を導入することが望ましいとの見解が出ております。

○永末委員

よくわかりました。まとめると言うか、相談体制の充実で利用者の満足度アップというところを図りたいということで、すごくそれはいいことだと思います。ちょっとお聞きしたいのが、業務委託から指定管理になった場合に、施設の管理権限とか入ってくるとお思いますので、広がると思いますので、そのあたりで一体的な運用できますので、満足度がアップするかと思うんですけど、相談体制の充実というところを拡充してほしいというふうなことがあったかと思うんですけど、そこに関して指定管理に移行することで、そのアップが図られるというふうなことになるのでしょうか。

○子育て支援課長

街なか子育てひろばと子育て支援センターの差というところがございまして、街なか子育てひろばには、利用者支援事業というものがあります。その利用者支援事業につきましては、一般的な育児の相談とかだけではなく、関係機関との連携、調整、協議の体制づくりを行うこと。また、子育て支援を提供している機関、保健、医療、福祉の行政機関、関係団体に対して周知連絡を密にする。例えば保育所、幼稚園、こども園、放課後児童クラブ、児童相談所、保健センターなどになりますので、ちょっと一般的なものよりも専門的な知識、あとは連携が必要となってくる、そういった相談を受けることになります。具体的には指定管理が4月になりますので、それまでに実施内容を協議していきたいと考えております。

○永末委員

支援体制が充実するというので、その部分も指定管理でスタートした場合に、また結果が出てくるかと思しますので、検証のほうをさせていただきたいと思っております。最後にさせていただきます。今、現時点では、街なか子育てひろばがあつて、あと3カ所の拠点ですかね、子育て支援センターがあるかと思うんですけど、街なか子育てひろばに関しては、業務委託から指定管理にかえていきたいというふうなことかと思うんですけど、ほかの支援センターに関しては、業務委託ですよ、今していると思うんですけど、そこに関しては同じように指定管理を取り入れるかということとは考えられているんですか。

○子育て支援課長

ほかの施設に関しましては、独自の建物を持っているわけではございませんので、現在のところ指定管理は考えておりません。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○兼本委員

今ちょっと関連して、業務委託の時代の3年間の街なか子育てひろばの利用者数というのはふえているのでしょうか。推移というのは、どのようになっているのでしょうか。

○子育て支援課長

平成29、30、31年度で申し上げますと、街なか子育てひろばにつきましては、29年度が3万1960人、30年度が3万2410人とふえておりました。ただ、令和元年2月、3月からのコロナの影響もあったかとは思いますが、そちらのほうで、2万7413人とちょっと人数は減っている状況ではございますが、今までは増加傾向にありました。

○兼本委員

先ほどから同僚委員の皆さんが言われていましたこの子育てひろばというのは、それだけ必要な施設であるということが推移でわかると思うんですけども、この業務委託の時点と今回の指定管理者への管理料上限額というのがありますけれども、業務委託のときと比べてこの委託料とこの管理料の金額というのは、どのようになっていますでしょうか。

○子育て支援課長

委託から指定管理にすることで、施設の管理費等も合計しますと100万円程度は減額になると見込んでおります。

○兼本委員

この選定評価結果で735点中、今回497点ということです。これは点数的に、どうなのかなというのが、ちょっと私、疑問に思ったことがあります。企画のプレゼンのやり方とか、いろいろあるんでしょうけれども、選定委員さんがそれを聞いてどういうふうに思われたかとかいうこともあるかと思うんですけども、業務委託のときと同じ団体さんになるんですよ。先ほどちょっと言われてあった相談体制の必要性とか、利用者の満足度の向上が必要だというお話があったということでした。この点数の中にそういったところも含めた選定評価というのは入っているんでしょうか。

○子育て支援課長

指定管理者の選定の基準につきましては、指定管理者募集要綱に記載しておりました内容となりますけれども、主なものとしましては、「指定管理施設の利用に関し、不当な差別的取扱いが行われるおそれがないこと。事業計画が、指定管理施設の設置目的に即した適切なものであること。指定管理施設の効用を最大限に発揮するとともに、管理経費の縮減が図られるものであること。指定管理施設の管理を安定して行う物的能力及び人的能力を有していること。」の項目でございます。

○兼本委員

それはもう書いてあるからわかっているんですけど、先ほどの指摘を受けた部分というのは、どのようになっているかというところをお伺いしています。

○委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10：42

再 開 10：42

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

評価項目の中にそういった点は入れておりませんでした。ただ前回から引き続き同じところから引き受けていただくようになりましたので、今までの問題点については、実際に4月の運営が始まる前までに協議をして改善、改善というか、よい方向に持っていきたいと考えております。

○兼本委員

そうするとそういうところが入っていない点の点数ということであると、もうほかにも点数が低いところが恐らくあったんだと思うんですけども、そのあたりに関しても市としては、今後同じ委託業者が今度、指定管理者をやられるわけですから、どこがどう弱いのかとか、こ

の大切な施設ということを前提に考えたときに、どこがこうこうもっとやってほしいとか、そういったところのその指導なり、今後の方針をちゃんとこの指定管理者のほうと話し合うような予定はございますでしょうか。

○子育て支援課長

先ほどの相談の関係で連携をもってのところでの部分になりますけれども、そちらに関しても協議はもちろん必要になってきます。その他の関係についても3月いっぱいまでには協議を行い、よりよい運営ができるような協議を重ねていきたいと考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

そうすると令和3年4月からは、つまり業務委託が庄内、筑穂、颯田、そして穂波がつけ加わるし、また指定管理として、この街なかかふえるという、この5つの子育て支援のセンターがあるということですね。そしたら、今までの組織というのが少し変わってくると思うんですね。今までは全部委託というところで、街なかが大きかったからというところであり、いろいろやられていたと思うんですけども、指定管理を受けているこの街なかができることが変わってくると、その組織体制というのをもう一度見直す必要があるんじゃないかと思うんですね。穂波ができるんですけど、その組織体制みたいなものは実際にあるんですか。

○子育て支援課長

一般的な業務委託と指定管理の違いになってくるかと思うんですけども、委託は契約範囲内のサービスの提供ということになります。指定管理は自主的な施設サービスの提供となりますので、子育て支援センターについては、引き続き飯塚市がこういった内容でしてくださいというような内容の契約になってまいります。指定管理はそれに加えて、自主的な発想を持って新しいサービスを考えていただきたいと思います。

○金子委員

それはわかっているんですけども、その中で例えばいろんな情報発信をされていますよね。その中で、飯塚市がどのようにかかわっていくのかが、変わってくるのかというところをもう少し検証していただくことはできるのかというふうに聞いているんですけど。

○子育て支援課長

指定管理で行うのは、来年からが1年目になりますので、検証についてはもちろん今後のほかの4つの支援センターとの関係性といいますか、委託内容についても考えていく必要があると思いますので、来年度から検証していきたいと考えます。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第98号 指定管理者の指定（街なか子育てひろば）」については、原案どおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、「議案第99号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」を議題いたします。執行部の補足説明を求めます。

○社会・障がい者福祉課長

「議案第99号 指定管理者の指定（サン・アビリティーズいいづか）」について、補足説明をいたします。

議案書の41ページをお願いいたします。公の施設の指定管理者の指定につきましては、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるため提出するものでございます。

指定管理者に管理を行わせようとする施設の名称につきましては、「サン・アビリティーズ いづか」でございます。指定管理者となる団体は、特定非営利活動法人いづか障害児者団体協議会、理事長 吉良安子でございます。指定管理者に指定を行わせようとする期間につきましては、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5年間とございます。議案書の43ページ以降には指定管理者指定議案の資料を添付しております。選定の方法及び理由につきましては、先ほど議案第98号で説明がありましたように、飯塚市指定管理者選定委員会におきまして、申請団体の提出書類、提案内容を比較検討いたしまして、4つの事項につきまして評価を行い、指定管理者となる候補、1団体を選定していただいているところでございます。以上、簡単でございますけれども、補足説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○兼本委員

今回公募をされたわけなんですけれども、1者しか応募がないということは、どのようにお考えでしょうか。

○社会・障がい者福祉課長

今回、1団体のみ申請をどう捉えているかというご質問かと思えます。本施設につきましては、障がい者のための施設ということが第1にございます。障がい者の方々の利用を第一義とした管理運営が必要となるという特徴がございます。仕様書の中に、私どもがうたっておりますところで、職員の業務従事者につきまして、日常会話程度の能力を有する手話通訳者、また障がい者スポーツ指導員、これらを配置するものとするとしております。これらの資格要件もあることから、なかなか応募がなかったものではないかというふうに考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。討論を許します。討論はありませんか。

(討論なし)

討論を終結いたします。採決いたします。「議案第99号 指定管理者の指定(サン・アビリティーズいづか)」については、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は原案どおり可決するべきものと決定いたしました。

お諮りいたします。案件に記載のとおり執行部から2件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「高齢者実態調査の結果について」報告を求めます。

○高齢介護課長

高齢者実態調査の結果につきましてご説明いたします。本実態調査につきましては、要介護の認定を受けていない65歳以上の方を対象とする「介護予防・日常生活圏域ニーズ調査」と、在宅で生活をしている要支援、要介護認定者の方を対象としました「在宅介護実態調査」の2種類を行っております。調査結果の報告書につきましては、本日の福祉文教委員会のフォルダに格納いたしております。

本調査につきましては、令和3年度から5年度までの3カ年を対象とした次期、高齢者保健

福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料とするものでございます。介護予防・日常生活圏域ニーズ調査では、高齢者の生活状況や健康状態、地域とのつながりなど、高齢者を取り巻く課題の把握と、それに即した施策への反映とするために、また在宅介護実態調査では、高齢者の適切な在宅生活の継続や家族など、介護者の方の就労継続の実現等を検討することを目的として実施したものでございます。

回収結果でございますが、ニーズ調査につきましては、2800人の方に調査票を郵送いたしまして、有効回収数1971人、改修率は70.4%となっております。また実態調査につきましては、訪問による調査を600人の方に、郵送による調査を400人の方に合わせて1千人の方を対象に行いまして、有効回収数は、在宅訪問が392人、在宅郵送が225人で、回収率は、在宅訪問が65.3%、在宅郵送が56.3%となっております。全ての調査を合計いたしますと、有効回収数は2588人で回収率は68.1%となっております。このニーズ調査及び実態調査は先ほど申し上げましたとおり、次期、高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画策定の基礎資料として活用していくものでございます。以上、簡単でございますが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○永末委員

すみません、1点だけ聞かせてください。今の課長のほうから読み上げられた部分なんですけど、調査の目的として、今後の福祉施策に反映させるための事業計画の基礎資料とするためというふうなお話がありましたけど、このあたりの計画の策定の流れといたしますか、大体のタイムスケジュールについてとそれ自体を審議会とかに諮られて、諮問を得られているのであれば、そのあたりのスケジュールも同時にご回答いただいてもいいですか。

○高齢介護課長

先ほど申し上げましたとおり、今回の2種類の調査は来年度、令和3年度から5年度までの次期の介護保険事業計画、高齢者保健福祉計画の基礎資料とするものでございます。今後の流れにつきましては、現在、既に飯塚市高齢社会対策推進協議会のほうに、既に諮問をしております。現在計画の策定に入っております。今後の流れにつきましては11月までかけまして、協議会の中に計画策定の専門委員会を設置しておりますので、そこでこのアンケート結果も踏まえた中で協議をしていただきます。協議会で計画の原案を策定いたしまして、12月に市民意見募集を行います。その意見募集の結果を踏まえまして、1月に最終的な事業計画の答申案を策定いたしまして、2月の市長への計画書の答申を受けまして、3月議会に介護保険料の条例改正と、この委員会に対しまして事業計画の報告をするというような流れになっております。

○永末委員

最後の3月議会というのはあくまで報告になるんですかね、それとも議決するのか。

○高齢介護課長

事業計画につきましては報告になります。その事業計画を踏まえた介護保険料の条例改正であるとか、当初予算であるとか、そこら辺は議決をいただくような形になります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますのでご了承願います。

暫時休憩いたします。

休 憩 10:58

再 開 11:09

委員会を再開いたします。

次に、「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」報告を求めます。

○新型コロナウイルス対策室長

「新型コロナウイルス感染症対策の概要について」説明させていただきます。最初に、対策経過について、7月の常任委員会で報告をしました以降の分について説明させていただきます。

資料の13ページをお願いいたします。7月27日、8月4日に第22回、23回の対策本部会議を開催いたしております。会議の概要につきましては既に報告いたしておりますので省略させていただきます。

14ページをお願いします。8月5日に福岡県が福岡コロナ警報を発動し、医療提供体制整備の要請とともに接待を伴う飲食店等でのガイドラインを遵守していない店に対する休業協力の要請等が行われております。

15ページをお願いいたします。8月20日に第24回の対策本部会議を開催いたしております。こちらにつきましても、既に報告いたしておりますので、内容は省略させていただきます。また同日、福岡県は無症状者等に係る宿泊療養施設を4施設1057室に拡充しております。8月22日に福岡県が福岡コロナ警報を見直し、滞在時間の制限等を一部解除いたしております。

16ページをお願いします。8月28日に政府は新型コロナウイルス感染症に関する今後の取り組みを発表しました。その主な内容といたしましては、医療資源を重症者に重点化、検査体制の抜本的拡充、医療提供体制の確保などとなっております。

最後に、17ページをお願いします。8月31日までの飯塚市内での感染症情報をグラフにいたしております。上段のグラフは、5日ごとの市内感染者の推移です。7月31日に障がい者施設で8人の感染者が発生したため、7月27日の欄は18人となっております。下段は左から年齢別、月別、症状別のグラフでございます。一番右側の症状別を見ていただきますとわかるとおり、本市ではほとんどの方が無症状、軽症となっております。以上、簡単でございますが、対策経過についての説明を終わります。

○総合政策課長

続きまして、新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況につきまして、事業が各部局にまたがりまますので、総合政策課のほうから一括して報告させていただきます。

資料につきましては、19枚目からになっておりますが、資料2をお願いいたします。改めてページ数を1ページからふっております8ページまでになっておりますが、こちらにつきましても、これまでの常任委員会におきまして資料に掲載しております新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況を報告させていただいております。

今回の報告につきましては、当該対策事業の8月31日現在までの実施状況につきまして、事業ごとに申請状況、決定件数、支給額等について記載しております。なお、今回の報告分につきましては、6月補正や7月補正において予算計上しました新型コロナウイルス感染症対策に関する追加支援策のうち、支給や給付に係る対策事業が開始されたもの等について、新たに追加しておりますので申し添えさせていただきます。詳細の説明等につきましては省略させていただきます。以上、簡単ですが、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。なお、新型コロナウイルス感染症対策における具体的な事業等に関する質疑については、当委員会の所管に関するものにとどめていただきますようお願いいたします。質疑はありませんか。

○兼本委員

もし、例えば保育所等でコロナが発生した場合について、ちょっとお伺いしたいんですけども、各施設もそういうことを前提に、例えばその消毒、施設の消毒に関して、どうやって行っていけばいいのかといたり、費用がどのくらい一体かかるんだろうといったところを各施

設の方々がやはり模索されてあります。大体その見積もりをとられると全館消毒になるんでしょうか、平米単価がいくらで、平米数で計算すると何百万もかかってしまうというようなお話でした。そうなるってくるとかなりの費用がかかってくるということで、非常にやはりどのように実際消毒を行っていけばいいのか、またどのくらいの費用をみたらいいのかということに関して、全くわからない状況だというお話をちょっと伺たんですね。本市におきましては、小学校でも今回消毒等を行われたということも、この間報告等もいただきました。実際にそういう、例えばまた小学校と保育所施設というのは状況が違ってくる場所もあるとは思いますが、こういったところを消毒したらいいんですよとか、費用的に大体こんなもんだよとか、ほかの市町村の事例とかもあわせて、そういったものの情報を共有化することというのは可能なのかどうか、お伺いさせていただきます。

○子育て支援課長

情報の共有ということでございますけれども、まずこの情報を調べることから始めました。嘉徳・鞍手保健福祉環境事務所のほうに、感染者発生から消毒を実施するまでの流れについて確認をしたところでございます。保健所がまず感染を確認した後、本人に行動や利用施設の聞き取りを行い、保健所から施設に電話連絡で感染者が出た旨を伝え、濃厚接触者特定のため本人の動線等を確認することとなっています。感染者の発生状況により消毒が必要であると判断されれば保健所が消毒範囲や消毒方法を指導し、施設管理者において消毒を実施することとなります。消毒については、保健所が言うには施設管理者が実施しても、施設管理者から消毒業者へ依頼して業者が消毒してもよいということになっております。消毒の内容をどういったものにするかというところでございますが、消毒用のエタノールや次亜塩素酸ナトリウムを使用し、感染者が触れたドアノブやトイレの流水レバー、テーブル、イスなどを消毒しており、実際の消毒範囲については、保健所がどこからどこまでというようなことを指導することになっております。濃厚接触者の特定において、場所の範囲等を特定される。可能性的には広い場合もあるし、狭くてよい場合もあると思われましても、やはり保育所等におきましては、子どもたちがいろんなところを手で触りますので、広範囲になってくるかと思えます。業者が行う作業がどのようなものかというところを調べましたところ、室内の手指の触れる箇所のエタノールでの拭きあげ、あと床面のエタノール散布となっております。今このように調べましたことを園のほうにもこういった流れになりますというのをお伝えしていくこととしたいと思っております。

○兼本委員

どうもありがとうございます。例えば、消毒費用が非常に、今答弁いただいたように濃厚接触者の移動の範囲によるということで、広範囲にもしなつたといった場合に、例えば業者に頼んだ場合に費用がこんなにかかったんだと言ったときに、例えば市のほうで何かしらの援助をしてもらおうというようなことをお考えなんでしょうか。

○子育て支援課長

私立の保育施設において感染者が発生した際の消毒費用につきましては、市からの補助は現在のところ考えてはおりません。しかし今回、県の補助金を活用して9月補正予算で計上しております新型コロナ感染症対策等事務費の対象事業にはなりますので、1施設1事業50万円の上限もありますけれども、消毒が必要になった際には、事業費を活用していただければと考えております。

○兼本委員

ありがとうございます。先ほどちょっと答弁いただきましたように各施設管理者のほうに、ぜひ情報の共有化等を行っていただいて、また例えばこういう補助金もあるんだよということも、もう一度再度ちょっと確認させていただいて、恐らく多分、非常に心配されていらっしゃるのではないかと思っておりますので、ぜひよろしく情報の共有化のほうをお願いいたします。

す。

次に、先ほど施設の利用が、8月25日に福岡県のほうから実施状況の変更というのが出ていたと思うんですけども、飯塚市のほうで成人式があると思いますが、この成人式について、開催の可否について今現状どのようにお考えなのかを教えてください。

○生涯学習課長

本市の成人式は、今年度の成人者代表や市民ボランティアで構成する成人式実行委員会で開催内容を検討して実施しております。今年度は8月28日に実行委員会を立ち上げ、以降毎週会議を実施しておるところでございます。この中で現在の感染状況であれば中止はせず、開催するという事で委員の意見が一致しており、予定どおり令和3年1月10日に開催する方向で検討しております。

○兼本委員

ありがとうございます。開催する方向で検討されているということですが、この3密の対策について、どのような対応をとるようにお考えなんでしょうか。

○生涯学習課長

現時点では全ての対策が決定しているわけではございませんが、成人式実行委員会の考えとして、マスク着用と会場入り口での検温、これは必須にしたいという方針でございます。開催形式と内容により対応策が変わってくるかと思われまして、いずれにいたしましても、従来どおりの形式や内容での開催は難しいかと思われまして、慎重に検討を重ね、考えられ得る最善の対策をとることといたします。

○兼本委員

今まで飯塚コスモスコモンの大ホールで集合して開催されていたと思いますが、今年度の対象者が今までと同様に参加した場合、3密を回避しながら、その収容というのは可能なのか。例えば、可能でないということであれば、大ホールだけでなく中ホール等も使用して分散する方法もあると思うんですが、どのようにお考えなのか、お伺いいたします。

○生涯学習課長

6月1日時点での新成人者数は1267人となっております。仮に過去3年のうち最も参加率が高かった平成28年度の67.1%を当てはめると、850名の参加となります。昨年度の参加率で申しますと63.7%で当てはめると807名の参加となります。現在本市における施設の利用制限は収容人数の50%としておりますので、飯塚コスモスコモンの大ホールの定員が1504名であることから上限が752名となり、いずれの想定でも収容上限を超過することとなります。したがって、ただいま質問委員がおっしゃいましたように、複数のホールの利用やほかの会場での同時開催も検討すべき選択肢ではないかというふうに思います。または先週末には国の新型コロナウイルス感染症対策分科会が、飛沫を発生させる可能性が低い催しについては、9月19日から収容率100%まで認める方針とするとの報道もありました。国の動向等の情報収集に努め、本市の対策本部の方針も確認しつつ、成人式実行委員会とともに、十分に調整を図り、より安全な形式及び内容での開催を検討してまいります。

○兼本委員

きょうの新聞でしたか、筑豊地区はコロナの感染者ゼロというふうに出ておりました。だいぶ減ってきたので、このままその状況が続けばいいというふうに思っているんですが、その中でも今回実施するという判断、いつごろかには決めないといけないと思っておりますが、大体いつごろ最終的に決定というのはなるのでしょうか。

○生涯学習課長

今年度の成人式は、新型コロナウイルス対策のため、従来よりも検討すべき内容が多くなっておりますが、可能な限り早い時期に実行委員会及び教育委員会としての判断を決定したいと考えております。遅くとも10月中旬には決定したいと思っております。

○兼本委員

ぜひ、成人式は一生に一度だと思えますし、非常に楽しみにしている成人になられる方々もいらっしゃると思えますし、予約等もいろいろあると思えます。方針が決定しましたら市のホームページやSNS等で早急に周知していただいて、考えられ得る万全の対策をとって、成人式をぜひ開催していただければと思えますので要望として終わります。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

この新型コロナウイルス感染症対策事業の実施状況の8ページにありますひとり親世帯臨時特別給付金についてなんですが、以前報告があっておりましたが、これは基本給付と追加給付がっているということでした。すみません、もう一度その申請の仕方についてお示してください。

○子育て支援課長

資料8ページでの実施状況の部分で、基本給付が①、②、③とございます。①は、これはもう児童手当を受給している方に対するものでありまして、申請をしていただくことなしに、こちらで名簿等で判断をいたしまして、8月3日に振り込んでおります。②の給付につきましては、公的年金を受けているために、児童扶養手当の支給がない方につきましては、窓口のほうに来ていただいて申請をしていただいております。③は、家計が急変した部分の方は、収入によってやはり児童扶養手当は、支給できていない方が、ことしの収入が激変したことによって給付を受ける、これも申請が必要となります。その下の追加給付につきましては、児童扶養手当の現況届を8月に実施しております。8月に窓口に来ていただいた際に、お一人お一人に対して説明をして、収入が減少したということであれば支給をするといったものでございます。

○金子委員

ありがとうございます。この基本給付はかなりの方が受けていて、また追加給付も先日の報告では400人ぐらいの方が申請されているという状況でしたが、現況届のときに一人一人に声をかけていただけるというのが、私は大変やっばりいいのではないかなと思うんですけども、私が市民の声で聞いたのは、ひとり親で申請に現況届で確かに説明を受けた、けどもやっばり自分もたくさんもらっているというふうに思ってしまった、つい断ってしまったと言うんですよね。何かそこが実は本当は、まだそんなに心配されなくてもいいんだよというふうなことが、国の情報を読みますと、もし追加給付を支給になった後に税情報が確定し、仮に収入の減少が結果的に見られなかった場合でも、本給付金は簡素な仕組みで、迅速かつ正確に家計への支援を行うものとしておりというところで、国の姿勢としては、ぜひ使っていただきたいというのがとてもこのQ&Aでよく読めたんですけども、市役所というところは、市民にとっては用事があれば来るんだけれども、時々しか来られない方もいらっしゃるんですよね。現況届のときに来られるんだけれども、それ以外のときには来にくくなるというがあるので、これは要望なんですけど、もう少し丁寧な受けやすいような言葉がけをしていただけたらというふうに思いますので、これは要望です。よろしく願いいたします。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○永末委員

この新型コロナのそれぞれの状況に関しては日々刻々と変わっているかと思うんですけど、もし今おわかりならでいいんですけど、これはちょっと一般質問でもさせてもらっていたんですけど、やはりインフルエンザと新型コロナの同時流行というのを非常に心配しておりますし、やっば冬場にどうなっていくのかというのが、大変心配だなというふうないつも思うわけですけど、そのあたりを市として、どういった形で臨んでいこうというふうなことを思わ

れているのか、もし国とか、県とかの最新の情報とかありましたら、踏まえて教えていただければと思います。

○新型コロナウイルス対策室長

最新の情報ということではございませんけれども、インフルエンザと新型コロナの同時流行というのは、以前より問題というふうにされておりました。そういう問題認識を受けて本市のほうといたしましても、インフルエンザ予防接種に対する助成金を高齢者や基礎疾患のある方、それから妊婦、それからインフルエンザを拡大させる可能性のある18歳未満のお子さんにインフルエンザの予防接種の助成制度があるということと、それとコロナにしても、インフルエンザにしても同じでございますが、まずは対面で話すときには、きっちりマスクをつけていく。それから手洗いを励行するというようなことを、そういうことでそういうことに対する事業とかというものを、考えているということでございます。それから医療体制につきましては、これなかなか私ども本市でできることではございませんが、医療機関それから医師会ともいろいろ協議はさせていただいております。私どもがやっぱり一番今から心配、心配というか、なってくるのは、この間から一般質問の中でもお話ししましたように、国の検査体制が拡充されてきます。そうすると、やはり陽性の方もふえてくる、陽性の方がふえてくると心配をされる方がふえてくる、心配される方がふえてくると検査を受けたいと思われる方がふえてくるという形になろうかと思っておりますので、そういったときに、飯塚市の圏域の中でどういうふうな体制で、そういう検査体制があったらいいのかなということを保健所や医師会それから医療機関と協議をして、市として何らかの支援ができるのであれば、そういうこともやっていきたいというように今考えているところでございます。

○永末委員

ありがとうございます。ぜひ、頑張ってくださいと思います。同時流行ということで、インフルエンザもワクチン予防接種とかで抑え込もうとされているというところで、そのことをしっかりやっていただきたいと思うんですけど、やっぱりそういった中でも、インフルエンザというのが、どうしてもはやってしまう部分というのが出てくるかもしれないんですけど、そのときにやはり発熱された方というのは医療機関に、冬場通常の医療機関と同じように、冬場に殺到した場合に、やはり市中感染とかというのは、どうしても心配になってくるんですけど、そのあたりの各医療機関での水際対策といいますか、医療機関でそのあたりの感染症対策というのは、何か情報としてありますでしょうか。

○市長

極めて難しい、勝手に医療機関等について担当部署は話しにくいと思いますので、情報提供ということで、今のお尋ねの案件は、3医師会のほうでも非常に苦勞して、理事会等で継続して協議をなさっているようでございます。方法論として、自分のところは、ことしの冬は発熱外来ではしきらんと。発熱者についてはご遠慮いただくしかないというような意向を示されている開業医の方、それからこれ非常にわかりやすい例になると思うんですが、今までインフルエンザになられましたら、もしくはほぼインフルエンザなんだなと思いますが、吸引というような治療方法がございまして、ただその吸引の方法をとりますと、当然、やり方を指導しなければなりませんので、そこで濃厚接触も生まれますので、今、医師会のほうでは吸引はよほど症状が厳しい方に限って、あとは投薬という形で、接触を避けた形で医療をしようというような、まだ確定しておらず、そのような今検討をなさっているというように先日情報を得たばかりでございます。ただ、先ほどうちの部長が言いましたとおり、市としてはじゃあ何ができるのかといいますと、できるだけインフルエンザとコロナと両方の感染拡大がないようにするための方策を練ることと、できるだけ先ほどのご質問、そして私が答えましたような情報についても市民の方にルールや、何て言えばいいんですか、体制がどうであるのか、も含めてお知らせができるようなお手伝いをしていくことが必要かなというふう考えております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

○金子委員

先ほどの同僚委員から、今後のインフルエンザ等についての心配もされておりましたが、やはり学校や保育所では、さらに学校の先生たちも大変心配な中、日ごろの学習活動をされていることと思います。また、行政の方々もいろんな心配され、対策をとられているということで、私もいろいろ考えておりますが、その中でやはり子どもたちに対しての備品というところで、状況がそれぞれ変わってきているのではないかと、また文科省からもいろんな情報がある中で、情報が錯綜しているのではないかとと思ひまして、質問させていただきたいのが、マスクやアルコールの、今のそれぞれのもし学校の状況がわかれば、資料があればお示しいただきたいと思うんですけど、いかがでしょうか。

○教育総務課長

学校のアルコールやマスクの在庫状況でよろしいでしょうか。一応、大人用のマスク、子ども用のマスクそれぞれ、6月1日の開校に向けて5月末に全校配付をしております。それとアルコールも含めて配付をしております。そのときの枚数はちょっと今手元にないんですけども、先週、もう数カ月過ぎましたので学校の実態、どれくらい今マスクがあるのか、どれくらい消毒液を持っているのかということに対して、調査を先週行ったところでございます。その中で、もし、ない学校に対しては、当然配付をしていきますし、学校間での例えば一貫校の中で小学校、中学校でございます。そういう中で、万が一喫緊に必要な場合はやりとりをしていたりとか、学校間での協力も得ながら、この備品については、充足をさせていきたいというふうに現状考えております。

○新型コロナウイルス対策室長

教育委員会だけではございませんで、市全体としてもマスク、それからアルコール消毒液については不足がないように対応を考えておりますので、もし教育委員会が不足したときでも、市の備蓄をまわすとか、そういう形でも考えてまいります。

○金子委員

市民の方からの話によると、学校ごとによって状況が大変違って、あるところではマスクは大変あるということも言われますが、残念ながら、おうちからマスクを忘れてしまっている、あるいは持ってきたんだけど、汚れたり、壊れたりするということも、まだ必要だということが多いところもあるようです。それで子どもたちも大変正直、親に自分は持って行きたいんだけどと言いたいけど、いろんなご家庭があって言えないという状況も、先生たちから私も聞いていて、やはり心配がないような、先生たちが心配ないようなぐらいの配付をしていくことが、教育委員会としては、していただけることではないかなと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

最後に、次亜塩素酸水のことをお聞きいたします。これは、市の体制を大変いろいろと心配されているというか、国やもしくは世界じゅうでいろんな論議がされていて、はっきりした答えは出ていないところが状況ではないかなというふうに思います。しかし、国の指針に従うのであれば、今回の市の決定は、また論議を醸し出すのではないかなというふうに私は考えます。いろいろ教育委員会を初め、市全体で取り組んでいることとしては、もう少し審議が必要ではないかなというふうに思っていたところ、9月11日に一般質問が終わった段階で、こちらのハングアウトのほうに流れてきた状況にちょっと私も驚き、またきのうの委員会のほうでの質疑を聞かせていただきました。それで、もう1回確認なんですけど、この配られた中で小・中学校や保育所等に、市は配付するという事なんですけど、もう一度配付する場所と配付する仕方と使用の仕方をお示しください。

○新型コロナウイルス対策室長

霧化器をどこの学校に幾つ配付するかというご質問かと思いますが、それでいきますと小学校につきましては、設置台数は282台、中学校が116台、それから福祉のほうでいきますと保育所が34台、認定こども園が21台、それから子育てひろば等が4台ということで、配置するというので予定しております。

○金子委員

送っていただいた資料によりますと、ほかにも図書館、交流センター、人権啓発センター、ごみ処理施設、リサイクル施設、し尿処理施設、屋内体育施設、福祉センター、サンビレッジ 茜というふうに書いてありますけど、ここにはどのように配付するのでしょうか。

○新型コロナウイルス対策室長

ここにはまだ配置いたしておりませんので、この中の活用方策にも書いておりますけれども、利用者等に安全性とか、そういうものを説明しながら、必要なところに配置をするということでございます。またここについては何台、どこにという具体的なところまでは配置は考えておりません。

○金子委員

現在配付しているのが小・中学校、飯塚市の保育所それから子育て支援センター、こども園ということなんですけど、これらについてはする、しないは、どうやって決めるのか、もう一度お示してください。

○新型コロナウイルス対策室長

使用方法については、活用方策で皆様方にハングアウトでお出ししました資料の使用法のところに書いておりますけれども、あくまでも今回のソリューションウォーターの関係につきましましては、物に対する除菌、消臭として使用し、ということがまず1番でございます。霧化装置につきましましては施設の利用者への周知、説明を行った上で使用すると。それから、また小・中学校においては、学校医、学校薬剤師、それから保育所等におきましては、嘱託医と相談して使用するというのでございますので、この活用方策が決まったからといって、すぐに設置、それで無人下での霧化というふうな段取りではございませんで、そういったところでのきちっとした説明をした上で、使用していくという形になります。

○金子委員

私はやっぱり現場の方というのが大変心配なのではないかと思えます。新聞4社、私が知る限りでは3社ですけども、この次亜塩素酸水の噴霧に関して、掲載されてありましたので、多くの市民の方、また学校の先生たちも見ておられることだと思います。その中で、国の言い分、また教育委員会、またそして市の言い分、また行政アドバイザーの方、そして学校医の方、それぞれの意見を聞きながら、またPTAを初めとする保護者の方、地域の方、いろんな人の意見がそれぞれまた違ってくるとというのが、大変また混乱を生み出すことではないかと大変危惧しております。学校はそれだけでなく勉強が大変忙しい、そしてまたコロナ対策もある。その中にまたこの話し合いを持っていかなくてはいけない。ある学校ではすると決めた、ある学校では絶対しないと言っている。しないと言っている、しっかりとした意見を持っている保護者がいたり、学校医がいたりという、そのような状況が考えられる中で、やっぱり一本化して、はっきりとした指針を示すべきではなかったのではないかなというふうに思います。物に対しての除菌、消臭というふうに書かれていますが、大変それはいいことかもしれませんが、しかしやっぱり残念ながら、安全性や効能というところでは、やっぱり残念ながら、国の指針とは納得がいかないというところで、やっぱり話し合いが持たれる必要があると思えますけど、その辺のところの混乱をどのように乗り越えていくというか、その見通しがどのように考えているのか、もしあればお示してください。

○新型コロナウイルス対策室長

私のほうから先に国の考えと市の考え方がちょっと違うんじゃないかというのが、今お話が

ございましたので、そこについてご説明させていただきます。これは一般質問のほうでも説明しましたが、令和2年6月26日現在ということになっておりますが、経済産業省、消費者庁、それから厚生労働省、この3者で次亜塩素酸水の使い方、販売方法等についてというような文章が発出されております。その2ページの中に、現時点では消毒効果を有する濃度の次亜塩素酸水を空間噴霧する場合、無人の時間帯に行うなど、人が吸引しないような注意が必要ですよというような見解を国のほうとしては持っております。したがって、市のほうとしても人が吸引しないような形での無人下の時間帯にこれを使用していこう、そのことがいわゆる物の除菌、消臭につながることによって、現場での作業、消毒作業とかされてある方の、少しでも労働の時間を削るといふか、そういうことに役に立つのではないかということをもって、今回こういうふうな形にしたということでございます。

○金子委員

いくら言っても平行線かなと思うんですけど、国と、あとはWHO等の世界の見方もやはり違っていると私は感じています。また先ほど、もしコロナが出た場合の消毒の仕方となったときに、やはりエタノールが有効だというふうなことで言われていると思いますし、その消毒の仕方というところを、もう一度きちんと検証して、私はやっぱり学校の先生たちが混乱しない方法を、できるだけ時間を使わない方法というのを、もう一度考えていただきたい。そして何より子どもたちの安全性が守れるやり方を再度、教育委員会や市のほうで検討していただけたらと思っております。

○委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

これもちまして、福祉文教委員会を閉会いたします。お疲れさまでした。